

# 琉球大学学術リポジトリ

家庭科教育で育てたいジェンダーフリー：  
夫婦別姓選択制をめぐるって

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学教育学部 公開日: 2007-07-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 富士栄, 登美子, Fujie, Tomiko メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/1014">http://hdl.handle.net/20.500.12000/1014</a>

# 家庭科教育で育てたいジェンダーフリー

— 夫婦別姓選択制をめぐる —

富士栄 登美子

On Developing Students' Gender-free Minds in Home Economics Education  
—Regarding the Separate Surnames System for Husband and Wife—

Tomiko FUJIE \*  
(Received Oct. 31, 1996)

## Summary

"Gender" is the term used to distinguish between the condition being male or female. Gender distinction is generally observed in a society or culture. In Japan, a bill related to gender issues, the "Separate Surnames System", was submitted to the Diet, but it was not passed. According to the System, when a man and a woman get married, they must make a decision regarding their surname as husband and wife.

By inquiring into the students' awareness of the separate surnames system for husband and wife, and taking up expected problems derived from the Surnames system, the present study intends to evaluate the effectiveness of the debatable lecture in developing the students' gender-free minds which will broaden their comprehension of sexual equality and free thinking without slavish adherence to sexual differences.

### 1 はじめに

ジェンダー (Gender) とは、男女の社会的文化的につくられた性差を指し、社会通念となって、私たちの頭の中に固定化されている。いわば、つくられた男らしさ、女らしさである。その人らしさとは、自分でつくるものであり、ジェンダーにとらわれない、自由なものの方、考え方をしたい。

夫婦同姓は、とりわけ女性が改姓するのが慣習のようにになっているが、これとて、つくられたジェンダーであると捉えることができる。夫婦別姓結婚は、ひとつの形態として認められつつあるようにみえたが、今回、国会で見送られた。夫婦別姓選択制をめぐる、ディベートの授業形態を取りながら、今日の大学生の意識を探り、学生たちにジェ

ンダーフリーの感覚を育て、社会的視野の拡大を求めた。

実際には、まだまだ多くの法律的不利がある。それでも、なぜ別姓にこだわるのか。制度としての結婚でない結婚形態をとる男女が増えつつあるように、制度としては、夫婦同姓を取りながら、実際は別姓で生きるという在り方を取ろうとする生き方がある。今、揺れているこの制度を取り上げながら、現代の大学生の考えを聞いてみることにした。

今回発表のあった中央教育審議会の第一次答申においても、大きく打ち出された中に「生きる力」を育てるとある。家庭科教育でつきたい力にも、人間らしく自立して生きていく力と人間関係など人とのコミュニケーション能力を育てることがねらいとしてあげられる。人間の「生きる」過程に

\*Home Econ., Coll. of Educ., Univ. of the Ryukyus

において、いわゆる「結婚」がある。そして、そこには、何よりコミュニケーション能力が要求される。「夫婦別姓に賛成か反対か」、「なぜ、結婚するのか、しないのか」ディベートの授業形態をとることの効果もみてみたいと思う。

「家族からはじまる小さなデモクラシー」(Building the Smallest Democracy at the Heart of Society)の標語のもとに、1994年は国際家族年であったが、今の大学生は家庭科の授業において家族について考えることをしただろうか。調査対象になった学生たちには、調査に入る前に、映画「クレイマー、クレイマー」を教材にして、夫婦の問題を取り上げた授業をしている。

まだまだ日本は男性中心社会であり、旧態依然とした「家」意識が根強く残っていて、女は結婚してこうあるべきとか、男というものはこういうものであるなどのような固定化されたジェンダーがある。学校教育の場においても、男女を分け、昔からそうになっている、当たり前じゃないかとすりこんできた部分があったように思う。

家庭の中の民主化の観点から、性差にとらわれないジェンダーフリーの価値観があることを家庭科教育の中で教えたい。

一般的に、女性が一方的に負担のかかる家庭なら結婚したくないとする生き方が増えているのは自然であろう。少子化にもつながっている。しかし、調査対象になった大学生については、どうだろうか。ジェンダーによる性差を見直していくことは文化や社会を変えていくことになる。そのために果たす家庭科教育の役割は大きい。ふだんの生活を見つめ直し、社会の抱えるさまざまな問題にかかわる。家庭科教育には、このような積極的な意味が含まれているのである。

## 2 研究の方法

後述のような項目のアンケート調査を行い、その結果を踏まえて、ディベート授業を展開し、価値観にかかわる問題を提起した。およそ、4ヶ月後、今度は、問題提起に対する回答を記述させ、ジェンダーフリー観などを深めていった。

調査対象：琉球大学教育学部「家庭」受講学生

2～4年次 92名(女子63名、男子29名)

調査日：1996年5月(民法改正案の国会への提出が見送られた頃)、9月

調査方法：自記式質問紙法(数字の単位は%)

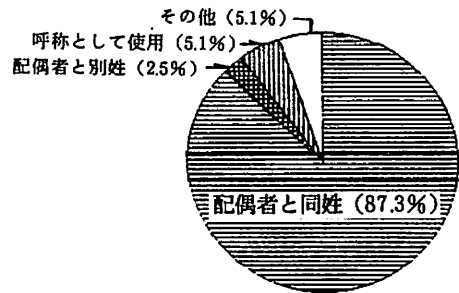
## 3 研究の結果

### (1) 夫婦別姓について (単位%)

#### ◇婚姻後の姓は

- ・配偶者と同姓にしたい(87.3)
- ・配偶者とは別姓にしたい(2.5)
- ・戸籍上は同姓にし、呼称として法的に旧姓を使用する(5.1)
- ・全く別の新しい姓とする(0.0)
- ・その他(わからない)(5.1)

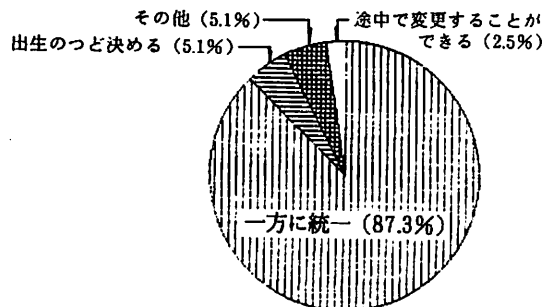
図1 婚姻後の姓は



#### ◇子の姓は

- ・結婚時定めた一方に統一する(87.3)
- ・出生のつど夫婦が協議して決める(5.1)
- ・途中で父親の姓から母親の姓(その逆)に変更可(2.5)
- ・その他(5.1)

図2 子の姓は



◇身近に、夫婦別姓の人がいる（6.7%）

調査結果からみてもわかるように、別姓を望んでいる学生は少数である。一人の頭の中には、どちらの考えも交錯しているため、実際には、対立意見が半数ずつでない。ディベート授業にするには無理がある。そこで、何故別姓にこだわるのだろうか？との問に対して答える形をとりながら、進めてみることにした。（Sは賛成、Hは反対意見）

S 夫婦の姓が異なっても、夫婦であることに変わりはない。

H しかし、夫婦間に子供が生まれた場合、また離婚した場合にも子の姓をどうするかが問題だ。

S 女性の社会進出を考えると、別姓のまま、結婚という形にとらわれず、一緒に暮らす男女も増えてくるように思う。

H しかし、それは、同棲であって、益々女性にとって不利であるし、内縁関係を認めてしまうことになる。

S 諸外国をみても、「どちらか一方の姓」、「別姓」、「複合姓」など自由に選択できる制度がある。日本は、どちらかの姓に決めなければならない、改姓した者は、何かことある度に改姓を強いられる。それが多くの場合女性である。

H 制度として認められたとしても、個人的には夫婦は同姓の方がいいと思う。その方が、何か絆で結ばれている感じがする。

S 個として独立していくためには、自分の姓をもつということは大切だと思う。法律的不利があっても、夫婦別姓選択制になれば、改善されていくのではないだろうか。

夫婦別姓の問題は、単に不平等であるとか、馴染んだ姓を捨てるのは嫌だとかの主張ではない。この姓の問題を通して、女性への不平等に気づき、見直して欲しいことも主張したくて別姓ではないのだろうか。

何故、女性のほとんどが改姓するのだろうか。それは、決めた氏の方の者が、戸籍筆頭者になるからである。かつての、戸主である。すなわち、

男子たるものがこの戸籍筆頭者となるのが当たり前とする固定化された社会通念が無意識のうちに働いているのである。まさに、それが男というもののだとするジェンダー意識である。反対に、戸籍筆頭者になれなかった男性は、見えない軋轢を受けているのかもしれない。

沖縄県でも、女性は夫の姓をなのり、夫の「家」の成員になる。兄弟と姉妹間の「おなり神」の信仰（姉妹は結婚後も兄弟を霊的・呪的に庇護する）に支えられた結びつきを、男系的な「家」の原理が断ち切ったとみることができる。<sup>11</sup>

ディベート授業の4ヶ月後、もう一度別姓問題にもどって、記述させた。その結果の一部が以下のとおりである。当初、ねらっていたジェンダーフリー観の育成と社会的視野の拡大については、およそ達成できたのではないかと感じている。

「女性が婚姻の後、男性の姓になることを不思議と思ったことはなかった。当たり前だと思っていた。だから、夫婦別姓問題もそんなに関心はなかった。だが、授業を受けていくにつれて、夫婦の姓の在り方について考えるようになった。夫婦別姓を主張するかどうかは別として、女性を一人の人間としてみてもらいたいと思う。」（3年）

「現行の夫婦同姓の問題点は、妻が改姓するのが当然としているところにある。一人ひとりの価値観は違うのだから、選択的夫婦別姓制度がいいと思う。結果として夫の姓になっても。」（2年）

「自分の姓を持つことは、とても大切だと思うようになりました。身近に、結婚しても旧姓を芸名として使っている人がいます。便宜上の問題だけではないのです。」（4年）

「女性の地位が向上しても、女性の意識が変化したとは思えません。個人的には、自分の姓を女性の姓に変えること、ちょっと抵抗があります。しかし、夫婦というものの根本を見つめた時、姓はどちらでもよいという考えにたどり着くような気もしました。」（2年）

「まだまだ、女子の社会的地位は低く、男女平等の社会を実現させるためにも、男尊女卑によってつくられた形式を変えようとする意志の表れではないのか。」（2年）

「男女平等が位置づけられている今、女性が男性の姓を名乗ることに疑問を感じ始めたのではな

いでしょうか。」(2年)

「女性にとっても、男性にとっても、結婚によって、姓が変わるのはとても不便な事であり、女性だけの問題ではないのです。」(2年)

「女性はこれまで使っていた姓を変えなくても済むことにより、仕事にも影響することはないように思えます。また、未婚女性にとっても姓が変わらないからといって、結婚などのプライバシーの問題に触れられないで済みます。」(2年)

「ひとつの家族で、違う姓が存在することは、よそよそしく感じます。伝統を重んじる所では、家族はひとつの姓という考えが強いだらうと思います。」(2年)

「夫婦別姓」について意見を述べあっていくうちに、多くのことを考えてくれた。

結婚、女性の位置、男女の役割、ジェンダーフリー、自立する力、家族、等々についてである。

- ・なぜ人は結婚するのだろうか
- ・家庭の中の女性の位置

についての調査結果を以下に示す。

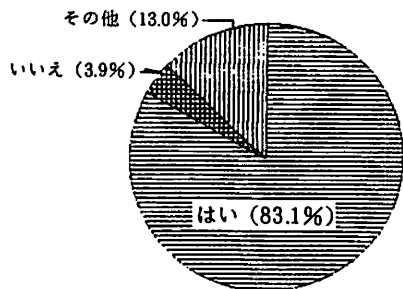
(調査条件などは、前述と同じ)

(2) 結婚について (単位%)

◇結婚すると思う

- ・はい (83.1)
- ・いいえ (3.9)
- ・その他 (13.0)

図3 結婚すると思いますか

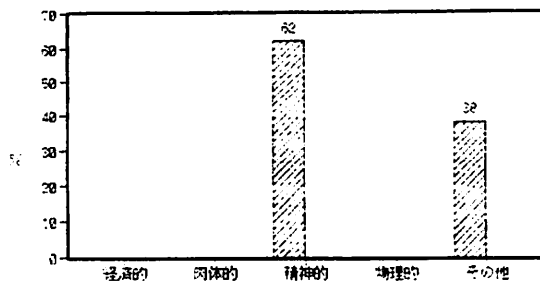


◇結婚する理由は

- ・経済的 (0.0)
- ・肉体的 (0.0)
- ・精神的 (62.0)

- ・物理的 (0.0)
- ・その他 (38.0)

図4 結婚すると思う理由は



\*結婚する理由が一つだけではないときは全て“その他”に入れた。

未婚化現象が社会現象となっている現代であるが、83%の学生は、結婚すると思うと答えている。現在、未婚の人も、結婚はしたくないわけではない。では、何故結婚するのか、何故結婚しないのだろうか、を聞いてみた。

(Sは結婚する、Hは結婚しない理由)

- S 一緒にいたいから。
- H 縛られたくない。
- S 孤独にたえられない。
- H 一人でいたい。
- S 好きだから。
- H 愛することができない。
- S 社会的に安定する。
- H 仕事をしたい。
- S 幸せになれる。
- H 必ずしも幸せにつながらない。
- S 子供が欲しい。
- H 子供は欲しい、しかし結婚はしたくない。
- S 経済的に楽になる。
- H 経済的に自立しているから。
- S 離婚可能な人と結婚したい。
- H どうせ別れるなら結婚しない方がいい。
- S 男女それぞれの役割を果たせばいい。
- H 性別役割分担意識による女性の荷重負担である。
- S 子供を育てる喜びを味わいたい。
- H 親になることへの不安がある。
- S 既婚シングルの考え方もある。

H 結婚とは、相手を養うもの、相手に従うものとする考え方に強く反発する。

性49.5%、女性50.5%

調査日：1996年5月25、26日

調査方法：調査対象者に直接面接して回答してもらう方法

回収率：66.5%

「人は何故結婚するのか」考えてみた。結婚の在り方、生き方は、人によって千差万別であり、結婚にはマニュアルはないのである。しかし、結婚にもルールがあり、人と人とのコミュニケーション能力があるかないかは、重要な要素になる。未婚化現象の要因は、未婚者その人にだけあるのではなく、目の当たりにする夫婦像や社会構造にもあるのではないかということをも学生の記述から読み取ることができる。

### (3) 家庭の中の男女の位置 (単位%)

#### ◇身近な夫婦を想定して

その夫婦間は全く対等と感じますか。

はい (50.6) いいえ (43.0) その他 (6.3)

#### ◇家庭の中での女性の位置はどう思いますか。

高い (8.9) 低い (41.8) 対等 (40.5)

その他 (8.9)

#### ◇家庭の中での男性の位置はどう思いますか。

高い (53.2) 低い (6.3) 対等 (34.2)

その他 (6.3)

夫婦間に対等だと感じている者が、約半数。

しかし、質問を変えて、女性の位置、男性の位置はどうかとの問に対しては、対等と感じている者は、半数に至らない。むしろ、女性の位置は低いと感じ、男性の位置は高いと感じている者が半数である。

## 4 選択的夫婦別姓に関する世論調査

### <日本世論調査会による調査結果>

これは、琉球新報6月3日付朝刊にて発表されたものである。<sup>(2)</sup>

日本世論調査会とは、共同通信社とその加盟社で組織している世論調査機関で、調査は同会の委託を受け、共同通信調査センターが担当している。

### この調査の方法

対象：全国250地点から20歳以上の男女3000人を層化二段無作為抽出により選んだ。回答者の内訳は、男

◇ 夫婦が同姓または別姓のいずれかを選ぶことができる「選択的夫婦別姓制度」の導入を政府が検討していることを知っている。(89.5%)

#### ◇ この制度の導入に

・賛成 (20.8%)

・どちらかといえば賛成 (24.3%)

・どちらかといえば反対 (30.2%)

・反対 (21.1%)

#### ◇ 導入に賛成する理由

・個人の自由を尊重すべき (64.8%)

・自分の名字を大切に思うのは夫婦ともに同じだから (29.8%)

#### ◇ 導入に反対する理由

・夫婦や家族の一体感が薄れるから (60.4%)

・子供の名字をどちらにするか難しいから (52.5%)

#### ◇ 結婚後

・相手の名字にした (45.1%)

・名字を変えていない (39.7%)

#### ◇ 制度が認められた場合

##### <結婚している人に>

・別姓にしたい (2.4%)

・今のままでよい (80.8%)

##### <結婚していない人に>

・別姓のままでいたい (3.5%)

・同姓にしたい (42.7%)

・特にこだわらない (52.4%)

#### ◇ 選択的夫婦別姓制度への賛否は年代間で大きな落差があった。

・20代の女性 賛成 (72.5%)

・60代の女性 反対 (70.0%)

今回の世論調査では、結婚後、相手の氏に変えた人が53.5%、変えなかった人が46.5%であった。男女の内訳は明らかにはなっていないが、現実には、結婚改姓をするのは、98.5%が女性であるといわれている。では、選択的夫婦別姓制度導入に

対してどうか。この制度の導入に賛成(20.8%)、どちらかといえば賛成(24.3%)、併せると45.1%の人が賛成している。しかし、制度が認められた場合、別姓にしたい(2.4%)、今のままでよい(80.8%)である。結婚している人にとっては、今さらであり、かえって困るのであろう。では、結婚していない人はどうだろうか。別姓のままでいたい(3.5%)、同姓にしたい(42.7%)、特にこだわらない(52.4%)で、このことは、個人の自由を尊重したいという気持ちの現れでもあり、手探り状態での迷いを感じる。

この他、毎日新聞社が行った世論調査では、女性の56%が夫婦別姓に賛成だが、自分は同姓にしたい女性は80.5%であった。<sup>13)</sup>

## 5 家庭科と女子差別撤廃条約

一人一人がお互いに人間として大切にしよう社会、それが女子差別撤廃条約(「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約」)の目指しているものである。この条約は、1979年12月第34回国連総会で採択された。日本は、1985年6月に批准した。第2条に締約国の差別撤廃義務があり、締約をした国は、法律上の規定が平等になっているかはもちろん、事実上も平等になっていなければならない。本研究に関係する項について、検討してみることにする。

女子差別撤廃条約第16条1項(g): The same personal rights as husband and wife, including the right to choose a family name, a profession and an occupation; 「夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)<sup>14)</sup>

民法750条「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」<sup>15)</sup>

夫婦は婚姻届の際、必ず夫婦共通の氏としてどちらかの氏を決めなければならない。姓を変えたくなくて、婚姻届を出さない夫婦、旧姓使用を認めない職場で悩む女性もいる。結婚、離婚、再婚の度に「姓」の問題に直面して苦しむ多くは、女性と子供たちである。

第10条(c): The elimination of any stereotyped concept of the roles of men and women at all levels and in all forms of education by

encouraging coeducation and other types of education which will help to achieve this aim and, in particular, by the revision of textbooks and school programmes and the adaptation of teaching methods; 「すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割について定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。」<sup>16)</sup>

1989年3月文部省による学習指導要領の改訂で、1993年度から、技術・家庭科においては、これまで技術領域、家庭領域を男女が別々に履修していたスタイルを改め、男女が一緒に共通の領域を履修する男女共通履修となった。1994年度には、高等学校家庭科がこれまで、家庭一般女子のみ必修だったのを、「家庭一般」、「生活技術」、「生活一般」のうち、一科目が男女共通の選択必修となり、男子も、生活者としての自立を目指す家庭科教育を履修するようになった。実質的な意味でのジェンダーフリー教育実現へのはじめの一歩だったのである。

## 6 教育とジェンダーフリー

学校教育の中においても、男女の意識を無意識の内に分けてしまおうとしていた。男女の意識があると、女子、男子で束ねてしまったり、また、男子と女子を比較して、見てしまいがちである。性別にとらわれなければ、性で束ねることなく、一人一人の児童生徒として見えてくる。<sup>17)</sup>

固定的な考え方は、可能性を閉じてしまう。人間として人間らしく生きる力を、人間としての可能性を引き出すのが教育であるはずである。社会の都合で固定的な概念で束縛してしまったら、人間の可能性は阻害されてしまうかもしれない。様々な価値観が尊重される社会でなければならない。その社会をつくり出すのは、今の子供たちである。性別にとらわれないジェンダーフリーの考え方を育てたいものである。別姓は、人生の選択の幅を広げたいという主張でもある。女もしていいんだという主張をしないと、固定概念はなかなか崩れない。

家庭は男女二人が創っていくもの、家事なども二人がするものと思って、小さいときから育ってきた人は自然にそういう関係になれる。しかし、40歳過ぎまで家事は女性がするものと思って育ってきた男性（女性）を変えるのは、なかなか難しい。小さいときに社会通念を身につけてしまうからだ。

‘女が男を守る島’、この標語をある特別展で目にした。沖縄県の県民性がよく出ている表現である。ここには、かつて、アメリカに統治されていた歴史がある。生活の中で、アメリカ人夫婦の様子から、小さなデモクラシーを見ることができた。また、海で働く夫をもつ妻がいる。いつ夫を失うかもしれない。女性たちは、当然、自立していなければならない。しかも、女だからといって許される部分は無いに等しい。エイサー（太鼓を使った踊り）を見ても、塗りの夫婦箸を見ても、ジェンダーは感じない。

受講学生のうち、沖縄県の学生は56.7%で、その内の57%が有職にある母親もっている。

## 7 おわりに

明治のその昔、女性は、「第二伯爵夫人」のように、夫の肩書きの傘の下にあり、姓はおろか名さえ使われなかったのである。現在の「誰々の奥さん」との呼び方と同じである。平成の今や「わたしは、誰?」と思い始めたのである。まさに、自分探しの始まりである。

明治の初めに、町民や農民など一般庶民も姓をもつことが許された。

1876年（明治9年）太政官指令「何之趣婦女人二嫁スルモ仍ホ所生ノ氏ヲ用ユヘキ事、但夫の家ヲ相続シタル上ハ夫家ノ氏ヲ称スヘキ事」<sup>(8)</sup>

明治民法施行の時まで、妻は結婚後も「所生ノ氏」を称していた。つまり、夫婦別氏である。

1898年（明治31年）明治民法（旧民法）が施行された。「戸主及ヒ家族ハ其の家ノ氏ヲ称ス」「妻ハ婚姻ニ因リテ夫ノ家ニ入ル」<sup>(9)</sup>「氏」すなわち「家」、「家」すなわち「氏」を表し、強固な「家」制度であった。

1947年民法改正、現行民法が施行される。民法第750条「夫婦は、婚姻の際に定めるところに

従い、夫又は妻の氏を称する」、ここで、夫又は妻の‘姓’を称するとしていないことに気づく。実態としては、98.5%の女性が改姓を当然のこととしてきたのである。

姓を決めるとき、多くの場合、それをfamily nameと捉える。婚姻によって家族の一員となる、いわゆるその「家」に入るとする考え方である。改姓した者が、改姓しなかった者の家に婿入りまたは、嫁入りするのである。廃止されたはずの「家」意識が、現前とまだ残っている。法律上は差別がなくても、事実上はまだである。つまり、同姓同士の結婚であっても、一方のA家から他方のA家へ入籍する。同姓であっても同氏ではないのである。すなわち、夫婦別姓の問題は夫婦別氏にならなければ解決しない。

もう早、長男長女時代になりつつある。別姓結婚やむを得ずの時代がくる。その時は、「家」意識でない姓の選択であって欲しく思う。

筆者自身は、first nameを主とする視点もっている。個人と個人の婚姻であり、どちらかに決めなければならないから、新姓としておくだけであって、first nameは活き続けている。従って、通称として旧姓を使わなくても、first nameを使えばいいと思う。島の人達が皆同姓だとしたら、自然に、first nameを使うようになる。むしろ、新姓をペンネームと考え、心の中では、旧姓は活きている。改姓した者は、2つの姓を持つことになると思うとRich Heartになれるではないか。そして、終わりは、生命を産み出してくれた母の子宮へもどりたいと思うようになった。それは、子宮の形をしている沖縄の立派な墓を見てからである。

夫婦別姓の問題は、実は、墓の問題でもあった。この問題は、両者とも、制度上はなくなったとはいえ、依然として残っている「家」意識に根があるといえる。それを守っていくのも自由なら、それに縛られたくないと感じる自由もあっていいはず。氏を同じくする家族集団でつくる戸籍制度を変えていかなければ、夫婦別氏、墓の問題は難しい。人間の意識構造が変わらなければ、社会構造は変わらない。否、意識が変われば、構造を変えていくことができる。男女のタテ構造をヨコ構造に修正していくことは、現在最も必要なことなの



である。

引用文献

- 1) 浦添市編集委員会, 浦添市史第4巻資料編3「浦添の民俗」, 浦添市教育委員会, 1983. 3
- 2) 琉球新報 1996年6月3日付朝刊
- 3) 毎日新聞 1996年7月4日付朝刊
- 4) 6) 国際女性の地位協会, 女子差別撤廃条約注解, 尚学社, 1992. 9, p157, p158, p259, p260
- 5) 小六法, 有斐閣, 平成2年版, p675
- 7) 男女平等学習用ビデオ4「ジェンダーフ

リー」学校からはじまる男女平等への道, 東京女性財団, 1995年度

- 8) 9) 久武綾子, 氏と戸籍の女性史, 世界思想社, 1988. 8. 20, p91

参考文献

- ・ 上野千鶴子他, 岩波講座現代社会学11, ジェンダーの社会学, 岩波書店, 1995. 11. 2
- ・ 玉野井芳郎, ジェンダー・文字・身体, 新評論, 1986. 12. 10
- ・ 脇田晴子, S.B.ハンレー, ジェンダーの日本史 上 - 宗教と民族、身体と性愛 -, 東京大学出版会, 1994. 11. 20